(八)　当該金融商品取引業者等は、初めて累積投資勘定を設けた日から一〇年を経過した日及び同日の翌日以後五年を経過した日ごとの日における当該居住者等の住所その他の一定の事項を確認することとされていること。

(ニ)　その他一定の事項

ニ　累積投資勘定とは、非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる公募等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

(イ)　当該勘定は、居住者等から提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された累積投資勘定に係る勘定設定期間（平成三〇年一月一日から平成四九年一二月三一日までの期間をいう。以下同じ。）内の各年においてのみ設けられること。

(ロ)　当該勘定は、非課税適用確認書が年の中途において提出された場合等を除き、その累積投資勘定に係る勘定設定期間内の各年の一月一日において設けられること。

(2)　非課税口座に設けられた非課税管理勘定に、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日に移管がされる上場株式等については、その移管に係る払出し時の金額の上限額を撤廃する。

(二)　肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第二五条、第六七条の三及び第六八条の一〇関係）

(三)　短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第二八条の四関係）

(四)　山林所得に係る森林計画特別控除の対象に、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の森林経営計画の認定の特例による森林経営計画に基づいて山林の伐採又は譲渡をした場合を加えることとした。（租税特別措置法第三〇条の二関係）

(五)　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用対象に独立行政法人都市再生機構が施行する次に掲げる事業の用に供される土地等が土地開発公社に買い取られる場合を加えた上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第三一条の二関係）

(1)　被災市街地復興推進地域内において施行する被災市街地復興土地区画整理事業

(2)　住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業

(六)　次に掲げる特例の適用を受ける者が、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、予定期間等内にその買換資産等の取得等をすることが困難となった場合には、税務署長の承認等の一定の要件の下、その予定期間等を二年の範囲内で延長する措置を講ずることとした。

(1)　確定優良住宅地等予定地のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（租税特別措置法第三一条の二関係）

(2)　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（租税特別措置法第三三条、第六四条の二、第六八条の七一関係）

(3)　交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（租税特別措置法第三三条の二、第六五条及び第六八条の七二関係）

(4)　特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（租税特別措置法第三六条の二関係）

(5)　既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（租税特別措置法第三七条の五関係）

(6)　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（租税特別措置法第四一条の五関係）

(七)　次に掲げる土地等が次に定める事業の用に供するために地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合には、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等を適用することとした。（租税特別措置法第三三条、第六四条及び第六八条の七〇関係）

(1)　地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興推進地域において施行する減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内にある土地等　公共施設の整備改善に関する事業

(2)　地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が住宅被災市町村の区域において施行する第二種市街地再開発事業の施行区域内にある土地等　当該第二種市街地再開発事業

(八)　被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、個人が有する土地等に係る換地処分により土地等及び住宅を取得した場合には、取得価額の引継ぎ等により課税を繰り延べる等の措置を適用することとした。（租税特別措置法第三三条の三関係）

(九)　被災市街地復興推進地域内にある土地等が、次に掲げる場合に該当することとなった場合には、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の一、五〇〇万円特別控除を適用することとした。（租税特別措置法第三四条の二、第六五条の四及び第六八条の七五関係）

(1)　被災市街地復興特別措置法の買取りの申出に基づき都道府県知事等に買い取られる場合

(2)　被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地処分により当該事業の換地計画に定められた公営住宅等の用地に供するための保留地の対価の額に対応する土地等の部分の譲渡があった場合

(一〇)　農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の八〇〇万円特別控除について、農村地域工業等導入促進法の改正に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法第三四条の三関係）

(二)　法人の株主等がその法人の行った株式分配（その法人の株主等に対して、完全子法人の株式又は出資のみが、現物分配法人の各株主等の有するその現物分配法人の発行済株式等の数又は金額の割合に応じて交付されたものを除く。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額については、配当等とみなされる部分の金額を除き、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税することとした。（租税特別措置法第三七条の一〇関係）

(三)　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第三七条の一三関係）

(三)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受ける家屋（以下「従前家屋」という。）が災害により居住の用に供することができなくなった場合には、改正前の災害により居住の用に供することができなくなった年に限り本税額控除を適用できることとする措置に代えて、災害により居住の用に供することができなくなった年以後の従前家屋に係る適用年（次に掲げる年以後の各年を除く。）について本税額控除の適用を受けることができる措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条関係）

(1)　従前家屋若しくは従前家屋の敷地の用に供されていた土地等又は当該土地等に新たに建築した建物等を事業の用若しくは賃貸の用又は親族等に対する無償による貸付けの用に供した場合（災害に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する従前家屋を